



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年 3 月27日火曜日 第2961号外 1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例..... (人事課) 1
 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (") 2
 愛媛県職員退職手当条例及び愛媛県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例..... (人事課職員厚生室) 3
 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... (財政課) 4
 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (行革分権課) 9
 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例..... (税務課)12
 愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例..... (")13
 愛媛県特別会計条例及び愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例..... (保健福祉課医療保険室)14
 愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例..... (")15
 医療法施行条例の一部を改正する条例..... (医療対策課)16
 旅館業法施行条例の一部を改正する条例..... (薬務衛生課)17
 愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例..... (子育て支援課)19
 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例..... (障がい福祉課)19
 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例..... (")36
 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例..... (長寿介護課)65
 愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例..... (")95
 愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例..... (")95
 愛媛県中核産業人材確保支援基金条例..... (労政雇用課雇用対策室) ... 106
 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例..... (産業創出課) ... 106
 愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例..... (経営支援課) ... 106
 愛媛県農村地域工業等導入促進条例及び愛媛県農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例..... (農政課農地・担い手対策室) ... 107
 愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例..... (農業経済課) ... 108
 家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例..... (畜産課) ... 108
 愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例..... (国体総務企画課) ... 108
 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例..... (文化財保護課) ... 109
 教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... (義務教育課) ... 112
 愛媛県県立学校施設耐震化促進基金条例の一部を改正する条例..... (高校教育課) ... 112
 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例..... (") ... 112
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例..... (警察本部生活環境課) ... 113
 愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例..... (") ... 114
 愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例..... (財政課) ... 125

条 例

○愛媛県条例第 1 号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成 7 年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、知事の直近下位の内部組織である部 _____ について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部 _____ の設置）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、知事の直近下位の内部組織である部 <u>及び局</u> について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部 <u>及び局</u> の設置）</p>

第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部 _____ を置く。

- 1 総務部
- (1)～(4) 省略
- (5) 条例等に関する事項その他他部 _____ の主管に属しない事項
- 2 企画振興部
 - (1)～(4) 省略
- 3 スポーツ・文化部
 - (1) スポーツの振興に関する事項
 - (2) 文化の振興に関する事項
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略

第2条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び局 _____ を置く。

- 1 総務部
- (1)～(4) 省略
- (5) 条例等に関する事項その他他の部及び局の主管に属しない事項
- 2 企画振興部
 - (1)～(4) 省略
 - (5) 文化及びスポーツの振興に関する事項（他局の主管に属するものを除く。）
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 えひめ国体推進局
 - (1) 第72回国民体育大会に関する事項
 - (2) 第17回全国障害者スポーツ大会に関する事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）</p> <p>第2条 知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 知事 <u>100分の10</u> (2) 副知事 <u>100分の6</u> (3) 教育長、管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の5</u> <p>附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）</p> <p>第2条 知事、副知事、教育長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 知事 <u>100分の20</u> (2) 副知事 <u>100分の12</u> (3) 教育長、管理者及び常勤の監査委員 <u>100分の10</u> <p>附 則</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県職員退職手当条例及び愛媛県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例及び愛媛県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「他の地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該他の地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該他の地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「他の地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該他の地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該他の地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該他の地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特</p>

定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 省略

6～9 省略

定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 省略

6～9 省略

(愛媛県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

第2条 愛媛県公立大学法人評価委員会条例(平成21年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第4項の規定に基づき、愛媛県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に關し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、愛媛県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別表(第2条 第4条、第7条関係) 1 消防防災関係事務手数料	別表(第2条 第4条、第7条関係) 1 消防防災関係事務手数料																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～16 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状</td> <td>危険物取扱者免状</td> <td><u>2,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～16 省略			17 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状	危険物取扱者免状	<u>2,900円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～16 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状</td> <td>危険物取扱者免状</td> <td><u>2,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～16 省略			17 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状	危険物取扱者免状	<u>2,800円</u>
事 務	名 称	金 額																	
1～16 省略																			
17 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状	危険物取扱者免状	<u>2,900円</u>																	
事 務	名 称	金 額																	
1～16 省略																			
17 消防法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状	危険物取扱者免状	<u>2,800円</u>																	

危険物取扱者免状の交付	交付手数料		危険物取扱者免状の交付	交付手数料	
18 省略			18 省略		
19 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	1,900円	19 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	1,800円
20 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 6,500円 (2) 乙種危険物取扱者試験 4,500円 (3) 丙種危険物取扱者試験 3,600円	20 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 5,000円 (2) 乙種危険物取扱者試験 3,400円 (3) 丙種危険物取扱者試験 2,700円
21・22 省略			21・22 省略		
23 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	2,900円	23 消防法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	2,800円
24 省略			24 省略		
25 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	1,900円	25 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	1,800円
26 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験 5,700円 (2) 乙種消防設備士試験 3,800円	26 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1) 甲種消防設備士試験 5,000円 (2) 乙種消防設備士試験 3,400円
27～53 省略			27～53 省略		
54 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号イの規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号イの規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査又は容器再検査手数料	(1) 省略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器((1) に規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 省略 エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円 オ 省略 (3) 高強度鋼容器((1) 又は(2) に規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金	54 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号イの規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号イの規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査又は容器再検査手数料	(1) 省略 (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器((1) に規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ 省略 エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円 オ 省略 (3) 高強度鋼容器((1) 又は(2) に規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金

		<p>額</p> <p>ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた金額</p> <p>イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき210円</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>キ 内容積1リットル未満の容器 1個につき80円</p>			<p>額</p> <p>ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額</p> <p>イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき220円</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～カ 省略</p> <p>キ 内容積1リットル未満の容器 1個につき90円</p>
55 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号イの規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号イの規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	省略			55 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号__の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号__の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	省略
56 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号イの規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	省略			56 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号__の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査	省略
57 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号イの規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する 高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	省略			57 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号__の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充てんする 高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	省略
58～76 省略				58～76 省略	
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条	充填設備の変更許可申請手	17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額		77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条	充てん設備の変更許可申請
					19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく <u>充填設備</u> の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	数料	
78～90 省略		
備考 省略		

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～104の10 省略		
105 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可申請手数料	省略
106 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（ <u>従業者及び協力病院のみに係るものを除く。</u> ）の申請に対する審査	介護老人保健施設変更許可申請手数料	省略
107 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
108 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（ <u>従業者及び協力病院のみに係るものを除く。</u> ）の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
109～113 省略		
備考 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～47の3 省略		
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	17,700円

の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく <u>充てん設備</u> の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	手数料	
78～90 省略		
備考 省略		

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～104の10 省略		
105 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	介護老人保健施設開設許可手数料	省略
106 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（ <u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第5号、第7号、第8号又は第11号（入所定員に係る部分に限る。）に係るものに限る。</u> ）	介護老人保健施設変更許可手数料	省略
107 削除		
108 削除		
109～113 省略		
備考 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～47の3 省略		
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	16,900円

49～102 省略		
備考 省略		
6 その他の手数料		
事 務	名 称	金 額
1～35の5 省略		
35の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理特例認定申請手数料	147,000円
35の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料	134,000円
36～54の5 省略		
54の6 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業の譲渡及び譲受承認申請手数料	120,000円
54の7 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者の合併又は分割承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業者の合併又は分割承認申請手数料	120,000円
54の8 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者の相続承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業者相続承認申請手数料	120,000円
54の9 省略		
55～58の5 省略		
58の6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業範囲変更許可申請手数料	67,000円
59～66 省略		
備考 省略		

49～102 省略		
備考 省略		
6 その他の手数料		
事 務	名 称	金 額
1～35の5 省略		
36～54の5 省略		
54の6 省略		
55～58の5 省略		
58の6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業の事業範囲変更許可申請手数料	75,000円
59～66 省略		
備考 省略		

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、別表 1 の表17の項、19の項、20の項、23の項、25の項及び26の項の改正規定は、同年 5月 1日から施行する。

○愛媛県条例第 5 号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																											
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・1の2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は医療法（昭和23年法律第205号）第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。） (1)～(3) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> <tr> <td>1の4 農業協同組合法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は医療法第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。） (1)・(2) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> <tr> <td>1の5～13 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第19号 から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1)～(52) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> <tr> <td>14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。） (1)～(20) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町	1・1の2 省略		1の3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は医療法（昭和23年法律第205号）第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。） (1)～(3) 省略	保健 所を 設置 する 市	1の4 農業協同組合法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は医療法第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。） (1)・(2) 省略	保健 所を 設置 する 市	1の5～13 省略		14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第19号 から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1)～(52) 省略	保健 所を 設置 する 市	14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。） (1)～(20) 省略	保健 所を 設置 する 市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・1の2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1の3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____ 又は医療法（昭和23年法律第205号）第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。） (1)～(3) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> <tr> <td>1の4 農業協同組合法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は医療法第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。） (1)・(2) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> <tr> <td>1の5～13 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1)～(52) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> <tr> <td>14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。） (1)～(20) 省略</td> <td>保健 所を 設置 する 市</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町	1・1の2 省略		1の3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____ 又は医療法（昭和23年法律第205号）第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。） (1)～(3) 省略	保健 所を 設置 する 市	1の4 農業協同組合法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は医療法第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。） (1)・(2) 省略	保健 所を 設置 する 市	1の5～13 省略		14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1)～(52) 省略	保健 所を 設置 する 市	14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。） (1)～(20) 省略	保健 所を 設置 する 市
事 務	市町																												
1・1の2 省略																													
1の3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は医療法（昭和23年法律第205号）第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。） (1)～(3) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
1の4 農業協同組合法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は医療法第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。） (1)・(2) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
1の5～13 省略																													
14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第19号 から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1)～(52) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。） (1)～(20) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
事 務	市町																												
1・1の2 省略																													
1の3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____ 又は医療法（昭和23年法律第205号）第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。） (1)～(3) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
1の4 農業協同組合法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は医療法第42条に規定する業務を行う施設を開設する農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものに限る。） (1)・(2) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
1の5～13 省略																													
14 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第48号の2から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。） (1)～(52) 省略	保健 所を 設置 する 市																												
14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設 _____又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。） (1)～(20) 省略	保健 所を 設置 する 市																												

<p>14の3～21 省略</p> <p>22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(70) 省略</p> <p>(71) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この項において「政令」という。）第18条第2項第2号イの規定に基づく法第41条第2項に規定する容器製造業者の製造の方法の技術上の基準への適合命令に関する事務</p> <p>(72) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第44条第1項本文に規定する容器検査に関する事務</p> <p>(73) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第45条第1項に規定する容器への刻印に関する事務</p> <p>(74) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第45条第2項に規定する容器への標章の掲示に関する事務</p> <p>(75) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第48条第5項に規定する容器への充填の許可に関する事務</p> <p>(76) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第54条第1項に規定する刻印等の申請の受理に関する事務</p> <p>(77) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第54条第2項に規定する刻印等及び刻印等の抹消に関する事務</p> <p>(78) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第56条第1項に規定する容器のくず化等の命令に関する事務</p> <p>(79) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第56条第2項に規定する報告の受理に関する事務</p> <p>(80) 政令第18条第2項第4号イの規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査に関する事務</p> <p>(81) 政令第18条第2項第4号イの規定に基づく法第49条第3項に規定する容器への刻印に関する事務</p> <p>(82) 政令第18条第2項第4号イの規定に基づく法第49条第4項に規定する容器への標章の掲示に関する事務</p> <p>(83) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第49条の2第1項本文に規定する附属品検査に関する事務</p> <p>(84) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第49条の3第1項に規定する附属品への刻印に関する事務</p> <p>(85) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第56条第4項において準用する同条第1項に規定する附属品のくず化等の命令に関する事務</p> <p>(86) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第56条第4項において準用する同条第2項に規定する報告の受理に関する事務</p> <p>(87) 政令第18条第2項第7号イの規定に基づく法第49条の4第1項に規定する附属品再検査に関する</p>	<p>松山市及び新居浜市</p>	<p>14の3～21 省略</p> <p>22 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(70) 省略</p> <p>(71) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この項において「政令」という。）第18条第2項第2号の規定に基づく法第41条第2項に規定する容器製造業者の製造の方法の技術上の基準への適合命令に関する事務</p> <p>(72) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第44条第1項本文に規定する容器検査に関する事務</p> <p>(73) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第45条第1項に規定する容器への刻印に関する事務</p> <p>(74) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第45条第2項に規定する容器への標章の掲示に関する事務</p> <p>(75) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第48条第5項に規定する容器への充填の許可に関する事務</p> <p>(76) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第54条第1項に規定する刻印等の申請の受理に関する事務</p> <p>(77) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第54条第2項に規定する刻印等及び刻印等の抹消に関する事務</p> <p>(78) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第56条第1項に規定する容器のくず化等の命令に関する事務</p> <p>(79) 政令第18条第2項第3号イの規定に基づく法第56条第2項に規定する報告の受理に関する事務</p> <p>(80) 政令第18条第2項第4号イの規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査に関する事務</p> <p>(81) 政令第18条第2項第4号イの規定に基づく法第49条第3項に規定する容器への刻印に関する事務</p> <p>(82) 政令第18条第2項第4号イの規定に基づく法第49条第4項に規定する容器への標章の掲示に関する事務</p> <p>(83) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第49条の2第1項本文に規定する附属品検査に関する事務</p> <p>(84) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第49条の3第1項に規定する附属品への刻印に関する事務</p> <p>(85) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第56条第4項において準用する同条第1項に規定する附属品のくず化等の命令に関する事務</p> <p>(86) 政令第18条第2項第6号イの規定に基づく法第56条第4項において準用する同条第2項に規定する報告の受理に関する事務</p> <p>(87) 政令第18条第2項第7号イの規定に基づく法第49条の4第1項に規定する附属品再検査に関する</p>	<p>松山市及び新居浜市</p>
--	------------------	---	------------------

<p>事務</p> <p>(88) 政令第18条第2項第7号イの規定に基づく法第49条の4第3項に規定する附属品への刻印に関する事務</p> <p>(89) 政令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第50条第3項に規定する容器検査所の登録及びその更新に関する事務</p> <p>(90) 政令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第50条第4項に規定する容器再検査等を行うことができる容器又は附属品の種類の制限に関する事務</p> <p>(91) 政令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第52条第2項に規定する検査主任者の選任又は解任の届出の受理に関する事務</p> <p>(92) 政令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第52条第4項に規定する検査主任者の解任命令に関する事務</p> <p>(93) 政令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第53条に規定する容器検査所の登録の取消し及び容器再検査等の停止の命令に関する事務</p> <p>(94) 政令第18条第2項第8号イの規定に基づく法第56条の2に規定する容器再検査等の業務の廃止の届出の受理に関する事務</p>		<p>事務</p> <p>(88) 政令第18条第2項第7号 の規定に基づく法第49条の4第3項に規定する附属品への刻印に関する事務</p> <p>(89) 政令第18条第2項第8号 の規定に基づく法第50条第3項に規定する容器検査所の登録及びその更新に関する事務</p> <p>(90) 政令第18条第2項第8号 の規定に基づく法第50条第4項に規定する容器再検査等を行うことができる容器又は附属品の種類の制限に関する事務</p> <p>(91) 政令第18条第2項第8号 の規定に基づく法第52条第2項に規定する検査主任者の選任又は解任の届出の受理に関する事務</p> <p>(92) 政令第18条第2項第8号 の規定に基づく法第52条第4項に規定する検査主任者の解任命令に関する事務</p> <p>(93) 政令第18条第2項第8号 の規定に基づく法第53条に規定する容器検査所の登録の取消し及び容器再検査等の停止の命令に関する事務</p> <p>(94) 政令第18条第2項第9号 の規定に基づく法第56条の2に規定する容器再検査等の業務の廃止の届出の受理に関する事務</p>	
<p>23～26の4 省略</p>		<p>23～26の4 省略</p>	
<p>26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第14条第1項の規定に基づく法第171条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定に基づく法第172条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第14条第1項の規定に基づく法第173条第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第14条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>	<p>各町</p>	<p>26の5 ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第12条第1項の規定に基づく法第46条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第12条第1項の規定に基づく法第47条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第12条第1項の規定に基づく法第47条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第12条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>	<p>各町</p>
<p>27～59の4 省略</p>		<p>27～59の4 省略</p>	
<p>59の5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法第3条第9項の規定に基づく同条第1項又は第3項の認定をしない旨及び理由の通知に関する事務</p> <p>(4) 法第3条第11項の規定に基づく公示に関する事務（松山市が設置する施設に係るものに限る。）</p> <p>(5)～(8) 省略</p>	<p>松山市</p>	<p>59の5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法第3条第8項の規定に基づく同条第1項又は第3項の認定をしない旨及び理由の通知に関する事務</p> <p>(4) 法第3条第9項の規定に基づく公示に関する事務（松山市が設置する施設に係るものに限る。）</p> <p>(5)～(8) 省略</p>	<p>松山市</p>

- (8)の2 法第18条第2項の規定に基づく法第17条第1項の認可に係る書類の写しの受理に関する事務
- (8)の3 法第18条第3項の規定に基づく設置した幼保連携型認定こども園に係る事項を記載した書類の受理に関する事務
- (9) 法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定及び同条第11項の規定に基づく公示に係る施設（以下「市長認定等施設」という。）、松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園 _____ に係るものに限る。）
- (10) 省略
- (10)の2 法第29条第2項の規定に基づく周知事項の変更の届出に係る書類の写しの受理に関する事務（松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設に係るものに限る。）
- (10)の3 法第29条第3項の規定に基づく周知事項の変更に係る事項を記載した書類の受理に関する事務（松山市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）
- (11) 法第29条第4項の規定に基づく変更に係る事項の周知に関する事務（市長認定等施設、松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設及び松山市が設置した幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）
- (12) 省略
- (12)の2 法第30条第2項の規定に基づく報告に係る書類の写しの受理に関する事務（松山市長がした法第17条第1項の認可に係る施設に係るものに限る。）
- (13) 法第30条第3項の規定に基づく報告の徴収に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）

59の6～62 省略

- (9) 法第28条の規定に基づく教育保育概要等の周知に関する事務（松山市長がした法第3条第1項又は第3項の認定、同条第9項 _____ の規定に基づく公示及び _____ 法第17条第1項の認可に係る施設並びに松山市が設置した幼保連携型認定こども園（以下「市長認定等施設」という。）に係るものに限る。）
- (10) 省略
- (11) 法第29条第2項の規定に基づく変更の届出事項の周知に関する事務（市長認定等施設 _____ _____ に係るものに限る。）
- (12) 省略
- (13) 法第30条第2項の規定に基づく報告の徴収に関する事務（市長認定等施設に係るものに限る。）

59の6～62 省略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税）	（事業税の不均一課税）
第3条 常時雇用する労働者の数が <u>45.5人</u> 未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成28年4月1日から平成31年3	第3条 常時雇用する労働者の数が <u>50人</u> 未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって平成28年4月1日から平成31年3

月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

2 常時雇用する労働者の数が45.5人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成29年1月1日から平成31年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成28年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

2 常時雇用する労働者の数が50人未満である個人（知事が定めるものに限る。）であって平成29年1月1日から平成31年12月31日までの各年の雇用障害者数が平成28年1月1日から同年12月31日までの期間（以下「基準年」という。）の雇用障害者数（基準年を有しない個人にあっては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対するこの条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。
 3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する平成31年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第7号

愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例

愛媛県資源循環促進税条例（平成18年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（税額の端数計算）</p> <p>第7条 資源循環促進税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。</p> <p>第24条 省略</p> <p>（現行犯事件の臨検、捜索又は差押え）</p> <p>第24条の2 資源循環促進税は、令第6条の22の4第6号の条例で指定する法定外目的税とする。</p> <p>（臨検、捜索又は差押え等の夜間執行）</p> <p>第24条の3 資源循環促進税は、令第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。</p>	<p>（税額の端数計算）</p> <p>第7条 資源循環促進税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号 _____）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。</p> <p>第24条 省略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第 8 号

愛媛県特別会計条例及び愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別会計条例及び愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する等の条例

(愛媛県特別会計条例の一部改正)

第 1 条 愛媛県特別会計条例(昭和39年愛媛県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第 2 項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助基金特別会計</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険事業特別会計</td> <td><u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて行う国民健康保険事業の円滑な運営と経理の適正</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	災害救助基金特別会計	省略	国民健康保険事業特別会計	<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて行う国民健康保険事業の円滑な運営と経理の適正</u>	省略		<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第 2 項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助基金特別会計</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	災害救助基金特別会計	省略			省略	
名 称	目 的																
災害救助基金特別会計	省略																
国民健康保険事業特別会計	<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて行う国民健康保険事業の円滑な運営と経理の適正</u>																
省略																	
名 称	目 的																
災害救助基金特別会計	省略																
省略																	

(愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第 2 条 愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、<u>法第81条の 2 第 1 項の規定により設置された国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)</u>の管理、処分及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(積立て)</p> <p>第 2 条 基金として積み立てる額は、<u>国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)</u>で定める額とする。</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第 5 条 基金は、<u>法第81条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)</u>の貸付け若しくは同項第 2 号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付又は同条第 2 項の国民健康保険に関する特別会計への繰入れを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>(償還金の延滞金)</p> <p>第 7 条 <u>市町は、政令第14条第 5 項の償還期限後に貸付金を償還する場合においては、当該貸付金の未償還額に、その償還期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>(繰上償還)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第 6 条第 1 項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)</u>を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第 2 条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算</u> (以下「予算」という。)で定める額とする。</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>第 5 条 省略</p>

第8条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部について、政令第14条第5項の償還期限を繰り上げて償還させることができる。

(交付金の交付に係る特別の事情)

第9条 政令第17条第1項の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の被保険者の相当多数が災害により著しい被害を受けたこと。
- (2) 主要な法人の経営の破綻、主要な生産物の生産又は販売の著しい不振その他地域産業に著しい影響を及ぼす事情が生じたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険の被保険者の生活に重大な影響を及ぼすものとして知事が認める事情が生じたこと。

(拠出金)

第10条 法第81条の2第4項の規定による財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町が負担するものとする。

2 知事は、拠出金の額を算定したときは、市町に対してその額、納期限その他必要な事項を通知するものとする。

3 市町は、前項の納期限後に拠出金を納付する場合においては、当該拠出金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付しなければならない。

第11条 省略

附則

(施行期日)

1 省略

(処分の特例)

2 省略

3 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第5条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定に基づき、その一部を処分することができる。

第6条 省略

附則

1 省略

2 省略

(愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例及び愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 愛媛県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成14年愛媛県条例第52号)
- (2) 愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例(平成17年愛媛県条例第80号)

附則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の規定により交付した愛媛県国民健康保険調整交付金については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第9号

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率)</p> <p>第2条 政令第19条第1項の条例で定める割合は、<u>0</u>とす る。</p> <p>附 則</p> <p>2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、法附則第14条 の<u> </u>の事業に係る交付金の交付を行うため、その一部を処分す ることができる。</p>	<p>(愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率)</p> <p>第2条 政令第19条第1項の条例で定める割合は、<u>10万分の41</u>とす る。</p> <p>附 則</p> <p>2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、法附則第14条 の<u>2</u>の事業に係る交付金の交付を行うため、その一部を処分す ることができる。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例(平成24年愛媛県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(既存の病床数等の補正の基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に掲げる病 院又は診療所について行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁<u> </u>、法 務省<u> </u>又は防衛省が所管するもの</p> <p>(2) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院又は診療所 であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業 に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を 行うもの</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づ く補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 放射線治療病室の病床<u> </u> <u> </u> <u> </u>の数については、既 存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>4 第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、 隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務 上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並び に当該病床の利用者の数並びに前項第1号<u> </u>の放射線治療病室の 病床<u> </u> <u> </u> <u> </u>の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加 若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許 可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申 請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。 この場合において、同日において業務が行われなかったときは、</p>	<p>(既存の病床数等の補正の基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定に基づく補正は、次に掲げる病 院又は診療所について行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、総務省、法 務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの</p> <p>(2) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の開設する病院又は診療所 であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業 に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を 行うもの</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、法第7条の2第4項の規定に基づ く補正は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室 若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患 者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他 の病床が同一病院内に確保されているものの数については、既 存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>4 第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、 隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務 上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数、 <u> </u>当該病床の利用者の数並びに第3項第1号の放射線治療病室の 病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治 療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治 療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保 されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加 若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許 可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申 請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。 この場合において、同日において業務が行われなかったときは、</p>

当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数による。

5 当該申請に係る病床数を補正する場合における第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに第3項第1号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院の当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数による。

5 当該申請に係る病床数を補正する場合における第2項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数 _____ は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院の当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

6 当該申請に係る病床数を補正する場合における放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数については、第3項第1号及び前項の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第11号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び第4項（これらの規定を _____ 法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）、第4条第2項並びに第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号 _____ 並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、清純な施設環境を保持しなければならない施設、その施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者、宿泊施設の衛生について講じなければならない必要な措置の基準、宿泊を拒むことができる事由及び構造設備の基準並びに法の規定に基づく事務の手数料について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 客室に関する措置</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 定員の設定は、次に掲げる旅館業の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。</u>）、同条第4項（<u>法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。</u>）、第4条第2項及び第5条第3号並びに旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、清純な施設環境を保持しなければならない施設、その施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者、宿泊施設の衛生について講じなければならない必要な措置の基準、宿泊を拒むことができる事由及び構造設備の基準並びに法の規定に基づく事務の手数料について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 客室に関する措置</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 定員の設定は、次に掲げる旅館業の区分に応じ、それぞれ</p>

次に定める基準により計算した数を超えないようにするとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。ただし、知事が必要と認める場合は、旅館・ホテル営業の洋室にあつては床面積（床の間、押し入れその他知事が定める設備等の各部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）3.0平方メートルにつき1人、旅館・ホテル営業の和室にあつては床面積2.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業及び下宿営業にあつては床面積1.8平方メートルにつき1人として計算した数を超えない範囲内で人を宿泊させることができる。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 洋室にあつては床面積4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人

(2) 省略

第2～第4 省略

第5 その他の施設に関する措置

1 玄関、ロビー等は、常に清潔に保ち、その見やすい場所に業種別（旅館・ホテル、簡易宿所及び下宿の別）の表示をすること。

2～5 省略

第6 省略

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の換気面積は、床面積（浴室、床の間及び押し入れその他の収納設備の各部分の床面積を除く。以下同じ。）の20分の1以上であること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。

(2) 省略

(3) 客室の天井高は、2.12メートル以上とし、防湿方法を施したものを除き、床高は、0.45メートル以上とすること。

(4) 省略

(5) 便所は、適当な数の便器を備え、換気口又は換気装置を設けること。

(6) 便所の位置は、井戸及び調理場（配膳室を含む。）から適当な距離を有すること。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては前項第1号の規定に、客室の採光にあつては同項第2号の規定に適合することとする。

3 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

次に定める基準により計算した数を超えないようにするとともに、客室ごとに室名又は室番号及び定員数を表示すること。ただし、知事が必要と認める場合は、ホテル営業及び旅館営業の洋室にあつては床面積（床の間、押し入れその他知事が定める設備等の各部分の床面積を除く。以下この号において同じ。）3.0平方メートルにつき1人、ホテル営業及び旅館営業の和室にあつては床面積2.5平方メートルにつき1人、簡易宿所営業及び下宿営業にあつては床面積1.8平方メートルにつき1人として計算した数を超えない範囲内で人を宿泊させることができる。

(1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 洋室にあつては床面積4.5平方メートルにつき1人、和室にあつては床面積3.3平方メートルにつき1人

(2) 省略

第2～第4 省略

第5 その他の施設に関する措置

1 玄関、ロビー等は、常に清潔に保ち、その見やすい場所に業種別（ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿の別）の表示をすること。

2～5 省略

第6 省略

（構造設備の基準）

第5条の2 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の換気面積は、床面積（浴室、床の間及び押し入れその他の収納設備の各部分の床面積を除く。以下同じ。）の20分の1以上であること。ただし、これに代えることのできる適当な換気装置がある場合は、この限りでない。

(2) 客室の採光面積は、床面積の10分の1以上であること。ただし、和式の構造設備による客室は、次項第2号の規定に適合すること。

(3) 客室の天井高は、2.12メートル以上とし、防湿方法を施したものを除き、床高は、0.45メートル以上とすること。

2 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業

の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の換気については、前項第1号の規定に適合すること。

(2) 省略

(3) 客室の天井高及び床高は、前項第3号の規定に適合すること。

(4) 省略

(5) 便所は、宿泊者専用のもとし、適当な数の便器を備え、換気口又は換気装置を設けること。

(6) 便所の位置は、井戸及び調理場（配ぜん室を含む。）から5メートル以上の距離を有すること。

3 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、客室の換気にあつては第1項第1号の規定に、客室の採光にあつては前項第2号の規定に適合することとする。

4 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

4 第 1 項及び第 2 項 _____ に定めるもののほか、旅館・ホテル営業 _____ 及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 (1)～(4) 省略

5 第 1 項から第 3 項までに定めるもののほか、ホテル営業、旅館 _____ 営業及び簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 (1)～(4) 省略

附 則

- この条例は、平成30年 6月15日から施行する。
- この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項の許可を受けてホテル営業又は旅館営業を営んでいる者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供している施設の業種別の表示については、改正後の旅館業法施行条例第 4 条の表第 5 の項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○愛媛県条例第12号

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

愛媛県安心子ども基金条例（平成21年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 6 月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 6 月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（母子支援員の資格）</p> <p>第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第28条第 1 号の<u>都道府県知事</u> _____ の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第54条 省略</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第 2 項第 1 号の<u>都道府県知事</u> _____ の指定する児</p>	<p>（母子支援員の資格）</p> <p>第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第28条第 1 号の<u>地方厚生局長又は地方厚生支局長</u> _____ （以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>（職員）</p> <p>第54条 省略</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第 2 項第 1 号の<u>地方厚生局長等</u> _____ の指定する児</p>

童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(6) 省略

(児童指導員の資格)

第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準省令第43条第1項第1号の都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(10) 省略

(職員)

第68条 省略

2 省略

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第82条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

4～7 省略

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

9・10 省略

(職員)

第82条 省略

2～4 省略

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

6・7 省略

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 基準省令第82条第1項第3号の都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(4)・(5) 省略

童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(6) 省略

(児童指導員の資格)

第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準省令第43条第1号の地方厚生局長等 _____ の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(10) 省略

(職員)

第68条 省略

2 省略

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護師 _____

_____ を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

4～7 省略

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護師 _____ を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

9・10 省略

(職員)

第82条 省略

2～4 省略

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に掲げる職員及び看護師 _____ を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる場合にあっては栄養士を、調理の業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができる。

6・7 省略

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 基準省令第82条第3号の地方厚生局長等 _____ の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(4)・(5) 省略

(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節～第4節 省略	第1節～第4節 省略
第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準(第56条の2	

第56条の2の4)

第5節 基準該当通所支援に関する基準 (第56条の2の5 第56条の8)

第3章 省略

第4章 放課後等デイサービス

第1節～第4節 省略

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準 (第73条の2)

第5節 基準該当通所支援に関する基準 (第73条の2の2 第73条の4)

第4章の2 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針 (第73条の5)

第2節 人員に関する基準 (第73条の6・第73条の7)

第3節 設備に関する基準 (第73条の8)

第4節 運営に関する基準 (第73条の9 第73条の12)

第5章～第7章 省略

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により _____ 放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項の規定により _____ 放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療 _____ につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により _____ 放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (3)の2 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援

第5節 基準該当通所支援に関する基準 (第56条の2 第56条の8)

第3章 省略

第4章 放課後等デイサービス

第1節～第4節 省略

第5節 基準該当通所支援に関する基準 (第73条の2 第73条の4)

第5章～第7章 省略

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項 _____ において準用する場合を含む。)並びに第21条の5の18第1項 _____ 及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等をすることができる者並びに指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の28第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

をいう。

(4) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第73条の5に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、保育士又は障害福祉サービス経験者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。))第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。) 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。
ア・イ 省略

(2) 省略

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見れば児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせ

(4) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業

及び第74条に規定する

指定保育所等訪問支援の事業並びに愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第79条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス基準条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス基準条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス基準条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る法第21条の5の3第1項の指定の申請の場合は、この限りでない。

(従業者の員数)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士

指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士

の合計数は、ア又はイに掲げる指定児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。
ア・イ 省略

(2) 省略

2 前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見れば指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせ

る指定児童発達支援事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- (1) 省略
- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1以上
- (3) 児童指導員 _____
又は保育士 1以上
- (4)・(5) 省略

4 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 省略

第7条 省略

2・3 省略

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合においては、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 省略

5 省略

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 省略

2・3 省略

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（情報の提供等）

第50条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 省略

（利益供与等の禁止）

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 省略

る指定児童発達支援事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 看護師 _____
1以上
- (3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）
又は保育士 1以上
- (4)・(5) 省略

4 第1項第1号の指導員又は保育士 _____
のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 省略

6 省略

第7条 省略

2・3 省略

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合においては、次に掲げる従業者の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 看護師 1以上
- (2) 省略

5 省略

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 省略

2・3 省略

（情報の提供等）

第50条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 省略

（利益供与等の禁止）

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 省略

(苦情解決)

第52条 省略

2 省略

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により知事又は市町村長（以下「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事等から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4・5 省略

第56条 省略

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第56条の6において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第56条の2の2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第56条の7において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号の食堂及

(苦情解決)

第52条 省略

2 省略

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長（以下「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員が行う質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力しなければならない。この場合において、知事等から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4・5 省略

第56条 省略

び機能訓練室をいう。第56条の7第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第56条の2の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第56条の8において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第56条の8において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数並びに共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第73条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規

模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第56条の8において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第56条の8において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第56条の8において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条第2項第1号の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービス

を提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第56条の2の4 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(従業者の員数)

第56条の2の5 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる基準該当児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア・イ 省略

- (2) 省略

2 前項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第56条の6 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者

が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護

を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1)・(2) 省略

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者等

が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護

を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援

を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援

(従業者の員数)

第56条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数は、ア又はイに掲げる基準該当児童発達支援の単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア・イ 省略

- (2) 省略

(指定生活介護事業所に関する特例)

第56条の6 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)

が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)

を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1)・(2) 省略

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第56条の7 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)

第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)

第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)

と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等

_____を基準

該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室 _____

_____の面積を、指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2)・(3) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第56条の8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等

_____が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等

_____のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ

_____。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定によ

と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2)・(3) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第56条の8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者

（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。

以下 同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定によ

り基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

_____にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

省略

- (3)~(5) 省略
(従業者の員数)

第58条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) 看護職員 1以上
- (5)・(6) 省略

2・3 省略

第65条 省略

(情報の提供等)

第65条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(準用)

第66条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第35条まで、第37条、第39条から第43条まで、第45条から第49条まで_____、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」と

り基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあつては、18人)以下とすること。

_____にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所_____

省略

- (3)~(5) 省略
(従業者の員数)

第58条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 省略
- (4) 看護師 1以上
- (5)・(6) 省略

2・3 省略

第65条 省略

(情報の提供等)

第65条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(準用)

第66条 第13条から第23条まで、第25条、第27条_____から第35条まで、第37条、第39条から第43条まで、第45条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」と

あるのは「第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第62条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第68条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 _____

_____ 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア・イ 省略

(2) 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 省略

(2) 看護職員 1以上

(3)~(5) 省略

4~6 省略

あるのは「第65条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第62条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第68条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第66条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。)指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

_____ 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数は、ア又はイに掲げる指定放課後等デイサービスの単位の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。

ア・イ 省略

(2) 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護師 1以上

(3)~(5) 省略

4~6 省略

(情報の提供等)

第72条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第73条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第72条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害児通所支援に関する基準

第73条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条の2の3まで、第67条及び第72条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第73条の2の2 省略

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第67条及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第4章の2 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第73条の5 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第73条の6 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に

上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項及び第54条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、
、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第73条の2 省略

(準用)

第73条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第67条、第72条(第1項を除く。)及び第72条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第73条の7 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第73条の6第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第73条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（身分を証する書類の携行）

第73条の9 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第73条の10 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の規則で定める費用については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第73条の11 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）
 - (6) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) その他運営に関する重要事項
- （準用）

第73条の12 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第65条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の11」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の10」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の10第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第77条 第73条の8の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第78条から第80条まで 削除

第3節 設備に関する基準

第77条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（身分を証する書類の携行）

第78条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示するよう指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第79条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の規則で定める費用については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第81条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第65条の2及び第73条の9から第73条の11までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条において準用する第73条の11」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条において準用する第73条の10」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第73条の10第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第82条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項及び第2項、第73条の6第1項並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業

い。

(運営規程)

第80条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第81条 第13条から第23条まで、第25条 _____ から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第43条、第45条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条まで _____ の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第80条 _____ 」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第79条 _____ 」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第82条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項及び第2項 _____ 並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業

所」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、第73条の6第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 省略

所」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と

、第75条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 省略

（愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者並びに指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者）</p> <p>第3条 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設が有すべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）</u> ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ 省略</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項（法第24条の10第4項 _____ において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者並びに指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者）</p> <p>第3条 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項 _____ において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設が有すべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理の業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>看護師</u> ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ 省略</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>知事は、指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合は、愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第54号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p>

第2節 設備に関する基準

第6条 省略

2～5 省略

(利益供与等の禁止)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 省略

第2節 設備に関する基準

第6条 省略

2～5 省略

6 知事は、指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害者支援施設基準条例第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利益供与等の禁止)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定を受けている第2条の規定による改正前の愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者の従業者の員数については、第2条の規定による改正後の愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第6条(第3項を除く。)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第56条の2に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条に規定する基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第56条の2の5の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設であって、第3条の規定による改正前の同条例第5条第4項及び第6条第6項の規定の適用を受けているものについては、第3条の規定による改正後の愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

○愛媛県条例第14号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 省略	第1章 省略
第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
第1節～第4節 省略	第1節～第4節 省略
第4節の2 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準(第44条の2 第44条の4)</u>	

第5節 省略

第3章 省略

第4章 生活介護

第1節～第4節 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2 第95条の5）

第5節 省略

第5章 短期入所

第1節～第4節 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2 第110条の4）

第5節 省略

第6章・第7章 省略

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節～第4節 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2 第149条の4）

第5節 省略

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節～第4節 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2 第159条の4）

第5節 省略

第10章 就労移行支援

第1節～第3節 省略

第4節 運営に関する基準（第167条の2 第172条）

第11章・第12章 省略

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針（第194条の2）

第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）

第3節 設備に関する基準（第194条の5）

第4節 運営に関する基準（第194条の6 第194条の12）

第12章の3 自立生活援助

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）

第3節 設備に関する基準（第194条の16）

第4節 運営に関する基準（第194条の17 第194条の20）

第13章 共同生活援助

第1節～第4節 省略

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則（第201条の2・第201条の2の2）

第2款 人員に関する基準（第201条の2の3）

第3款 設備に関する基準（第201条の2の4）

第4款 運営に関する基準（第201条の2の5 第201条の2の9）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則（第201条の2の10・第201条の3）

第2款・第3款 省略

第14章～第17章 省略

附則
（趣旨）

第5節 省略

第3章 省略

第4章 生活介護

第1節～第4節 省略

第5節 省略

第5章 短期入所

第1節～第4節 省略

第5節 省略

第6章・第7章 省略

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節～第4節 省略

第5節 省略

第9章 自立訓練（生活訓練）

第1節～第4節 省略

第5節 省略

第10章 就労移行支援

第1節～第3節 省略

第4節 運営に関する基準（第168条 第172条）

第11章・第12章 省略

第13章 共同生活援助

第1節～第4節 省略

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則（第201条の2 第201条の3）

第2款・第3款 省略

第14章～第17章 省略

附則
（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(4)の2 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

(5) 省略

(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第73条の5に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

第44条 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）

並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスの事業

及び指定通所支援基準条例第74条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

第44条 省略

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下

「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第87条 省略

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続す

(運営に関する基準)

第49条 第5条第1項及び前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。

2 第5条第2項から第4項まで並びに前節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。)並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第87条 省略

るよう努めなければならない。

第95条 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護

第95条 省略

事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多

機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

（基準該当生活介護の基準）

（基準該当生活介護の基準）

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等

_____で
_____あつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等
_____を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等

_____の食堂及び機能訓練室
_____の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)・(4) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において

_____同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において

_____同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ

第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第2項第1号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)・(4) 省略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第97条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下

_____同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介

_____。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。))の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。))にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

省略

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条第2項第1号の居間及び食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。)は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4)・(5) 省略

(従業者の員数)

第100条 省略

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において

護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下_____同じ。))の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下_____同じ。))にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

省略

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号の居間及び食堂をいう。以下_____同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)・(5) 省略

(従業者の員数)

第100条 省略

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において

「空床利用型事業所」という。)の有すべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 省略

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第201条の2の3第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 省略

3 省略

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所(第201条の2の3第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。)にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 省略

第110条 省略

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予

「空床利用型事業所」という。)の有すべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 省略

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等 _____ である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等 _____ を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等 _____

_____ の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 省略

3 省略

(定員の遵守)

第109条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 省略

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所 _____

_____)にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 省略

第110条 省略

防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第2号八若しくは第175条第2項第2号八又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条第2項第2号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じた数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節

において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

_____であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等_____のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、6人)までの範囲内とすること。

(3)・(4) 省略

(従業者の員数)

第114条 省略

2・3 省略

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、_____常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 省略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日

において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により

基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所)にあっては、6人)までの範囲内とすること。

(3)・(4) 省略

(従業者の員数)

第114条 省略

2・3 省略

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画_____に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 省略

(サービス利用計画_____の作成)

第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日

常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画 _____ を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成後、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。この場合においては、前2項の規定を準用する。

第1節 基本方針

第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間 _____

_____にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第149条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利

常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 3 サービス提供責任者は、サービス利用計画 _____を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画 _____を交付しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、サービス利用計画 _____の作成後、当該サービス利用計画 _____の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画 _____の変更を行うものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。

第1節 基本方針

第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体障害者（障害児を除く。）に対して、1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、3年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条 _____から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条及び前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第150条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立

訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等

のうち
通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては12人）までの範囲内とすること。

省略

(3)～(5) 省略

第1節 基本方針

第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する期間

にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち

通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあつては12人）までの範囲内とすること。

省略

(3)～(5) 省略

第1節 基本方針

第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間入院していた障害者その他これに類する事由のある障害者）にあつては、3年間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等

が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等 のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち

通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150

条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる
 通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定に
 より基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは
 指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支
 援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサー
 ビスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の
 合計数の1日当たりの上限をいう。）を、登録定員の2分の
 1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅
 介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分
 に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の
 数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつ
 ては12人）までの範囲内とすること。

省略

(3)～(5) 省略

第1節 基本方針

第162条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定
 就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活
 又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定す
 る者

_____に対して、省令第6条の8に規定する期間

_____にわたり、生産活動その他の活動の
 機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために
 必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければ
 ならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり
 師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条
 第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師
 又はきゆう師の学校又は養成施設である指定就労移行支援事業所
 （以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」とい
 う。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとす
 る。

(1)・(2) 省略

2 省略

第167条 省略

第4節 運営に関する基準

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事
 業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しな
 ければならない。

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29
 条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第
 70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、
 第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規
 定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合にお
 いて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において
 準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは

条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされ
 る通いサービス又は指定通所支援基準条例第56条の8の規定に
 より基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは
 指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支
 援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサー
 ビスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の
 合計数の1日当たりの上限をいう。）を、登録定員の2分の
 1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅
 介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分
 に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の
 数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 _____にあつ
 ては12人）までの範囲内とすること。

省略

(3)～(5) 省略

第1節 基本方針

第162条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定
 就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活
 又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満
 の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込
 まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり
 師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下
 「あん摩マッサージ指圧師等法」という。）の規定によるあん摩
 マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得させること
 を目的として省令第6条の9に規定する便宜を提供する場合にあ
 つては、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の
 機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために
 必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければ
 ならない。

（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第164条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師等法
 _____第2条
 第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師
 又はきゆう師の学校又は養成施設である指定就労移行支援事業所
 （以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」とい
 う。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとす
 る。

(1)・(2) 省略

2 省略

第167条 省略

第4節 運営に関する基準

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29
 条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第
 70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条 _____
 _____から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規
 定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合にお
 いて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において
 準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは

「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する）」と読み替えるものとする。

第194条 省略

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に有すべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超える40又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の就労定着支援員及び第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第172条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する）」と読み替えるものとする。

第194条 省略

5 第2項のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の業務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対し、技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
(記録の整備及び保存)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超える30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の20において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(介護及び家事等)

第199条 省略

2 省略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家

(介護及び家事等)

第199条 省略

2 省略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家

事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

第201条 省略

第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第1款 通則

（通則）

第201条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第197条、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から前条までに定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第201条の2の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

第201条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) **世話人** 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上
- (2) **生活支援員** 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分省令第1条第4号の区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
 - イ 区分省令第1条第5号の区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
 - ウ 区分省令第1条第6号の区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
 - エ 区分省令第1条第7号の区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) **サービス管理責任者** ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超える30以上はその端数を増すごとに1を加えた数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものと

事等

を受けさせてはならない。

第201条 省略

する。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第29条第1項の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第3款 設備に関する基準

第201条の2の4 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一の建物の入居定員の合計は、20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員の数と同数以下としなければならない。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の2の5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第201条の2の6 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技

術をもって行われなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、原則として、調理、洗濯その他の家事等を利用者及び従業者に共同で行わせるよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に從事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の2の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第201条の2の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（読替え）

第201条の2の9 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業についての第201条において準用する第60条及び第157条の2の規定の適用については、第201条後段の規定にかかわらず、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る）」とする。

第201条の2の10 省略

（従業者の員数に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機

第201条の2 省略

（従業者の員数に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機

能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所_____

_____, 指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第58条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所_____

_____(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の数の合計が20人未満である場合は、第80条第5項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 省略

附 則

(指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例)

4 指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。以下この項及び次項において同じ。)の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の2の6第4項の規定は、平成33年3月31日までの間、適用しない。

5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項及び第201条の2の6第4項の規定は、平成33年3月31日までの間、適用しない。

(1)・(2) 省略

6 前2項の場合においては、第196条第1項第2号イからエまで及び第201条の2の3第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

(地域移行支援型ホームに関する特例)

7 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助(日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。以下この項から附則第10項まで、附則第12項から第16項まで及び附則第18項において同じ。)の事業を行うことができる。

(1)・(2) 省略

11 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所(日中サービス支援型

能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第58条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の数の合計が20人未満である場合は、第80条第5項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 省略

附 則

(指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例)

4 指定共同生活援助事業所_____の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項_____の規定は、平成30年3月31日までの間、適用しない。

5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項_____の規定は、平成30年3月31日までの間、適用しない。

(1)・(2) 省略

6 前2項の場合においては、第196条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

(地域移行支援型ホームに関する特例)

7 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助_____の事業を行うことができる。

(1)・(2) 省略

11 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所_____

指定共同生活援助事業所を除く。) (以下「住宅等」という。) において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

14 地域移行支援型ホーム事業者は、協議会等

に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助の事業の特例)

15 指定共同生活援助事業者(日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。次項において同じ。)(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第198条第1項の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。

(以下「住宅等」という。) において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

14 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの

(以下「協議会等」という。) に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助の事業の特例)

15 指定共同生活援助事業者 (平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第198条第1項の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。

(愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 削除</p> <p>第10条 削除</p> <p>附 則 (旧指定知的障害児施設等の設備の基準に関する経過措置)</p> <p>9 平成24年4月1日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、引き続き同日に指定障害者支援施設の指定を受けたもの(指定障害者支援施設の指定を受けた後</p>	<p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第6条 知事は、指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号の福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合は、愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第52号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備に関する特例)</p> <p>第10条 知事は、指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定入所施設基準条例第6条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>附 則 (旧指定知的障害児施設等の設備の基準に関する経過措置)</p> <p>9 平成24年4月1日前から存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正前の児童福祉法 第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、引き続き同日に指定障害者支援施設の指定を受けたもの(指定障害者支援施設の指定を受けた後</p>

に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分を除く。)について第9条第2項第2号の規定を適用する場合には、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とし、同号キ及び同項第7号の規定は、適用しない。

に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分を除く。)について第9条第2項第2号の規定を適用する場合には、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とし、同号キ及び同項第7号の規定は、適用しない。

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>第44条 省略</p> <p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p>第44条の2 <u>生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続するよう努めなければならない。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>省令第6条の6第1号に規定する期間</u>にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(<u>省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。</u>)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(<u>省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。</u>)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。<u>以下同じ。</u>)の事業</p> <p>及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。<u>以下同じ。</u>)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>第44条 省略</p> <p>(基本方針)</p> <p>第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>身体障害者(障害児を除く。)に対して、1年6月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間)</u>にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26</p>

条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第55条において準用する次条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間

にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第60条において準用する次条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあっては6人以上、宿泊型自立訓練にあっては10人以上」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の9に規定する者

に対して、省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第62条 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設である就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、は

条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第55条において準用する次条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間入院していた障害者その他これに類する事由のある障害者にあっては、3年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第60条において準用する次条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあっては6人以上、宿泊型自立訓練にあっては10人以上」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師等法」という。）の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得させることを目的として省令第6条の9に規定する便宜を提供する場合にあっては、3年間又は5年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第62条 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師等法第2条第1項の規定により認定されたあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設である就労移行支援事業所（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、は

り師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

第64条 省略

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第69条において準用する次条第1項に規定する就労移行支援計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

り師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

第64条 省略

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条 から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画」とあるのは「第69条において準用する次条第1項に規定する就労移行支援計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定を受けている指定障害者支援施設であって、第2条の規定による改正前の愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条の規定の適用を受けているものについては、第2条の規定による改正後の愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成26年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 旧指定共同生活援助事業所において、この条例の施行の日以後引き続き新指定障害福祉サービス基準条例第201条の2の10に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合における新指定障害福祉サービス基準条例第201条の4第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 旧指定共同生活援助事業所において、この条例の施行の日以後引き続き新指定障害福祉サービス基準条例第201条の2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合における新指定障害福祉サービス基準条例第201条の4第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。</p>

○愛媛県条例第15号

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する同項第6号の調理員その他の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 省略</p> <p>8 省略</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 <u>軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第6号の調理員その他の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設_____ 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) 省略</p> <p>8 省略</p> <p>(サービス提供の方針)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2～4 省略</p>

(愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院又は病院</u>若しくは診療所であって、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。</p> <p>5 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する同項第3号、第6号又は第7号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(1)の2 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。)には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。</p> <p>5 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号、第6号又は第7号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

6 省略
 (処遇の方針)
第17条 省略
 2 ~ 5 省略
 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

6 省略
 (処遇の方針)
第17条 省略
 2 ~ 5 省略

(愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第61号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の専従) 第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)に <u>ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)</u>、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を併設する場合の <u>特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)に <u>ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の</u> <u>地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の</u> <u>地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員</u> _____ を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(運営規程) 第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1)~(5) 省略 <u>(5)の2 緊急時等における対応方法</u> (6)・(7) 省略 (サービス提供困難時の対応) 第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (処遇の方針) 第16条 省略 2 ~ 5 省略 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(職員の専従) 第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。) <u>及び</u> <u>ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及び</u> _____ <u>ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)</u>を併設する場合 _____ <u>、地域密着型特別養護老人ホーム(第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)</u> <u>及び</u> <u>ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は</u> <u>地域密着型特別養護老人ホーム及び</u> _____ <u>ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</u> _____ <u>の介護職員及び看護職員(第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)</u>を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程) 第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1)~(5) 省略 (6)・(7) 省略 (サービス提供困難時の対応) 第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 _____ を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (処遇の方針) 第16条 省略 2 ~ 5 省略</p>

7 省略

第23条 省略

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 省略

(6)の2 緊急時等における対応方法

(7)・(8) 省略

(サービスの取扱方針)

第37条 省略

2～7 省略

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 省略

(設備の基準)

第45条 省略

2・3 省略

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって本体施設が特別養護老人ホームであるものについては、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 省略

5～7 省略

(職員の配置の基準)

第46条 省略

2・3 省略

4 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当する同項第3号及び第5号から第7号までの職員を置かないことができる。

(1)・(2) 省略

(2)の2 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(3)・(4) 省略

5 省略

6 省略

第23条 省略

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 省略

(7)・(8) 省略

(サービスの取扱方針)

第37条 省略

2～7 省略

8 省略

(設備の基準)

第45条 省略

2・3 省略

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって本体施設が特別養護老人ホームであるものについては、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 省略

5～7 省略

(職員の配置の基準)

第46条 省略

2・3 省略

4 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号及び第5号から第7号までの職員を置かないことができる。

(1)・(2) 省略

(3)・(4) 省略

5 省略

附 則

(病床の転換により開設した特別養護老人ホームの設備の基準に関する経過措置)

13 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

14 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

15 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

附 則

(病床の転換により開設した特別養護老人ホームの設備の基準に関する経過措置)

13 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

14 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

15 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 省略	目次 第1章 省略

第2章 訪問介護

第1節～第4節 省略

第4節の2 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）

第5節 省略

第3章～第6章 省略

第7章 通所介護

第1節～第4節 省略

第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条・第115条）

第6節 省略

第8章 省略

第9章 短期入所生活介護

第1節～第5節 省略

第5節の2 共生型居宅サービスに関する基準（第180条の2・第180条の3）

第6節 省略

第10章～第14章 省略

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

(3)の2 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

(4) 省略

（居宅介護支援事業者等との連携）

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 省略

（管理者及びサービス提供責任者の業務）

第29条 省略

2 省略

3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 省略

(2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3)～(8) 省略

第36条 省略

第2章 訪問介護

第1節～第4節 省略

第5節 省略

第3章～第6章 省略

第7章 通所介護

第1節～第4節 省略

第5節 削除

第6節 省略

第8章 省略

第9章 短期入所生活介護

第1節～第5節 省略

第6節 省略

第10章～第14章 省略

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

（居宅介護支援事業者等との連携）

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 省略

（管理者及びサービス提供責任者の業務）

第29条 省略

2 省略

3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 省略

(3)～(8) 省略

第36条 省略

(不当な働き掛けの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準省令第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働き掛けを行ってはならない。

第42条 省略

第4節の2 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第180条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」と

第42条 省略

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第33条第2項中「設備及び備品等」と

あるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに前節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数)

第65条 省略

2～4 省略

5 知事は、指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第78条の4第1項の規定により市町の条例で定める指定複合型サービスの事業の人員に関する基準(看護職員員の員数に係る部分に限る。)を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者が第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等

との密接な連携に努めなければならない。

2 省略

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する重要事項に関する

あるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第63条において準用する第57条に規定する重要事項に関する規程」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数)

第65条 省略

2～4 省略

5 知事は、指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第78条の4第1項の規定により市町の条例で定める指定複合型サービスの事業の人員に関する基準(看護職員員の員数に係る部分に限る。)を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者が第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 省略

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第77条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第77条に規定する重要事項に関する

規程」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに有すべき従業者の員数は、次のとおりとする

____。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 知事は、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項____に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

第1節 基本方針

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師_____

____、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。）の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

規程」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

2 知事は、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設_____であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

第1節 基本方針

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」とする。）の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
ア 省略
イ 薬剤師_____、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 省略

2 省略

第3節 設備に関する基準

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局_____であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

(2)～(7) 省略

2 省略

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 省略

(4)の2 通常の事業の実施地域

(5) 省略

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所
ア 省略
イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 省略

- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上

2 省略

第3節 設備に関する基準

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

(2)～(7) 省略

2 省略

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- (3) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から_____第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは

「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。))第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供する

「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 削除

第114条から第131条まで 削除

ため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。)の面積を加算した面積を、当該専用の部屋等の面積とみなす。

2・3 省略

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第135条において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設_____であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。)の面積を加算した面積を、当該専用の部屋等の面積とみなす。

2・3 省略

(管理者等の業務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、当該指定通所リハビリテーション事業所の管理を代行させることができる。

2 省略

(従業者の員数)

第148条 省略

2・3 省略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5～10 省略

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 省略

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

第165条 省略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所____の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、静養室において、同項各号の利用者の数を超えて指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第164条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第180条 省略

第5節の2 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第180条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下

(管理者等の業務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士_____又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、当該指定通所リハビリテーション事業所の管理を代行させることができる。

2 省略

(従業者の員数)

第148条 省略

2・3 省略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設____、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5～10 省略

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 省略

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

第165条 省略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、静養室において、同項各号の利用者の数を超えて指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から_____第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第164条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第180条 省略

この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第180条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条中「第164条に規定する重要事項に関する規程」とあるのは「運営規程」と、同条、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第187条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定

(準用)

第187条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで_____、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定

短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

第189条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに有すべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

2 省略

第3節 設備に関する基準

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 省略

イ _____浴室を有すること。

ウ 省略

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第206条及び第214条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

2・3 省略

（対象者）

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行って

短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

第189条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに有すべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2 省略

第3節 設備に関する基準

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 省略

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ 省略

2・3 省略

（対象者）

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設_____の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行って

はならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第2款 設備に関する基準

第206条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

2 省略

（定員の遵守）

第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第225条 省略

2～5 省略

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

7 省略

（準用）

第236条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第231条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（通則）

第237条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、

はならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

第2款 設備に関する基準

第206条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2 省略

（定員の遵守）

第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の数の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第225条 省略

2～5 省略

6 省略

（準用）

第236条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「第231条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（通則）

第237条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、

利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第221条から第226条まで、第229条、第230条、第232条から第234条まで及び第236条（第159条の準用に係る部分を除く。）に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第254条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、及び使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2)～(5) 省略

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第255条 省略

2・3 省略

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5 省略

（準用）

第262条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

（準用）

第264条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第248条、第250条、第251条並びに前節（第252条第1項及び第262条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具

利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう_____。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第221条から第226条まで、第229条、第230条、第232条から第234条まで及び第236条（第159条の準用に係る部分を除く。）に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第254条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、及び使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等_____に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2)～(5) 省略

（福祉用具貸与計画の作成）

第255条 省略

2・3 省略

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を利用者_____に交付しなければならない。

5 省略

（準用）

第262条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条_____から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

（準用）

第264条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第248条、第250条、第251条並びに第4節（第252条第1項及び第262条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具

専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第275条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第253条、第256条から第258条まで並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第275条において準用する第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第253条第2項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第256条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第257条及び第258条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

25 省略

(病床の転換により事業を行う医療機関併設型指定特定施設に関する経過措置)

26 第217条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第28項において同じ。)をすることにより指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第275条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条_____から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第253条、第256条から第258条まで並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第275条において準用する第256条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と_____、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第253条第2項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第256条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第257条及び第258条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

25 省略

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

27 第239条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

28 第219条及び第241条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例)

第5条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 省略</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節～第6節 省略</p> <p><u>第6節の2 共生型介護予防サービスに関する基準(第164条の2・第164条の3)</u></p> <p>第7節 省略</p> <p>第10章～第14章 省略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(3)の2 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに有すべき従業者の員数は、次のとおりとする</p> <p>_____。</p> <p>(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たら</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 省略</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節～第6節 省略</p> <p>第7節 省略</p> <p>第10章～第14章 省略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第80条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、<u>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)</u>を置かなければならない。</p>

せるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 知事は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、前項

に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

第1節 基本方針

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師

、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - ア 省略
 - イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 省略

2 知事は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

第1節 基本方針

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師

をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所
 - ア 省略
 - イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 省略
- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指

2 省略

第3節 設備に関する基準

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局 _____ であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

(運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(4) 省略

(4)の2 通常事業の実施地域

(5) 省略

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 省略

2 省略

第3節 設備に関する基準

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。)の面積を加算した面積を、当該専用の部屋等の面積とみなす。

2・3 省略

(従業者の員数)

第130条 省略

2・3 省略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者

定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員を1以上

2 省略

第3節 設備に関する基準

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 省略

(運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 省略

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 省略

2 省略

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

(3) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第3節 設備に関する基準

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設 _____ であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。)の面積を加算した面積を、当該専用の部屋等の面積とみなす。

2・3 省略

(従業者の員数)

第130条 省略

2・3 省略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設 _____、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者

生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5～10 省略

第164条 省略

第6節の2 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第164条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第53号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第164条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条及び第

生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5～10 省略

第164条 省略

138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第2節 人員に関する基準

第173条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに有すべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

2 省略

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 省略

イ _____浴室を有すること。

ウ 省略

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第17号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第191条及び第195条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

2・3 省略

（対象者）

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2節 人員に関する基準

第173条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに有すべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2 省略

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 省略

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ 省略

2・3 省略

（対象者）

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設_____の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第2款 設備に関する基準

第191条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

2 省略

（定員の遵守）

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（身体的拘束等の禁止）

第211条 省略

2 省略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

（通則）

第225条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該指定介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第4節（第206条、第212条及び第216条を除く。）、第218

(1)～(3) 省略

第2款 設備に関する基準

第191条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2 省略

（定員の遵守）

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の数の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

（身体的拘束等の禁止）

第211条 省略

2 省略

（通則）

第225条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該指定介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう_____。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第4節（第206条、第212条及び第216条を除く。）、第218

条、第219条、第222条及び第223条に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第250条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第237条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

(2)～(5) 省略

(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第251条 省略

2・3 省略

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5～7 省略

附 則

23 省略

(病床の転換により事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する経過措置)

24 第203条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第26項において同じ。)をすることにより指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

条、第219条、第222条及び第223条に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第250条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第237条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等

(2)～(5) 省略

(6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第251条 省略

2・3 省略

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者

5～7 省略

附 則

23 省略

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

25 第227条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

26 第205条及び第229条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第25条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(5)の2 緊急時等における対応方法</u></p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 _____ を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>第25条 省略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>

第47条 省略

2～7 省略

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 省略

(運営規程)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 省略

(6)の2 緊急時等における対応方法

(7)・(8) 省略

附 則

(病床の転換により開設した指定介護老人福祉施設の設備の基準に関する経過措置)

14 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合

第47条 省略

2～7 省略

8 省略

(運営規程)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 省略

(7)・(8) 省略

附 則

(病床の転換により開設した指定介護老人福祉施設の設備の基準に関する経過措置)

14 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂にあっては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあっては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

15 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

16 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合

の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とすることとする。

（愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第2章 人員に関する基準</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する同項第3号 から第6号までの職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 <u>介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>4 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（<u>介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>5 省略 (施設)</p> <p>第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を当該サテライト型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される<u>介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 人員に関する基準</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 _____ _又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号から第6号までの職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（<u>病院又は _____ 診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であつて、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は _____ 診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>5 省略 (施設)</p> <p>第5条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を当該サテライト型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される<u>病院又は _____ 診療所の施設を当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又</u></p>

療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

(1)～(10) 省略

2・3 省略

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 省略

2～5 省略

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

7 省略

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)にあつては、本体施設の施設を当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室を除き、これらの施設を有しないことができる。

(1)～(6) 省略

2～5 省略

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第46条 省略

2～7 省略

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 省略

附 則

(病床の転換により開設した介護老人保健施設の施設及び設備の基準に関する経過措置)

10 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施

は _____ 診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

(1)～(10) 省略

2・3 省略

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 省略

2～5 省略

6 省略

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)にあつては、本体施設の施設を当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)にあつては、併設される病院又は _____ 診療所の施設を当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設における介護保健施設サービスの提供に利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は _____ 診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室を除き、これらの施設を有しないことができる。

(1)～(6) 省略

2～5 省略

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第46条 省略

2～7 省略

8 省略

附 則

(病床の転換により開設した介護老人保健施設の施設及び設備の基準に関する経過措置)

10 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施

設の用に供することをいう。以下同じ。)をすることにより介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

11 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合の当該転換に係る食堂の基準は、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

12 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

14 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあっては、1.6メートル以上)とすることとする。

設の用に供することをいう。以下同じ。)をすることにより介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

11 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合の当該転換に係る食堂の基準は、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1)・(2) 省略

12 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

14 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換をすることにより介護老人保健施設を開設する場合の当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあっては、1.6メートル以上)とすることとする。

(愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 省略</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>

第47条 省略

2～7 省略

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 省略

第47条 省略

2～7 省略

8 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条中愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第254条第1号の改正規定及び第5条中愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第250条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第4条の規定による改正前の愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)が行うものについては、同条から同条例第92条まで及び同条例第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第5条の規定による改正前の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、同条から同条例第90条まで及び同条例第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(心身の状況等の把握) 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	(心身の状況等の把握) 第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

○愛媛県条例第17号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条 第42条）

第5章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条 第53条）

第6章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。
- (2) 型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者（重篤な身体疾患を有する者、認知症である高齢者であって身体合併症を有するもの等に限る。）を入所させるためのものを用いる。
- (3) 型療養床 療養床のうち、型療養床以外のものを用いる。

（基本方針）

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

第4条 介護医療院が有すべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法を用いる。以下同じ。）で、入所者のうち 型療養床の利用者（以下「型入所者」という。）の数を150で除して得た数に、入所者のうち 型療養床の利用者（以下「型入所者」という。）の数を300で除して得た数を加えた数以上
 - (2) 看護職員（看護師又は准看護師を用いる。以下同じ。） 常勤換算方法で、入所者の数を6で除して得た数以上
 - (3) 介護職員 常勤換算方法で、型入所者の数を5で除して得た数に、型入所者の数を6で除して得た数を加えた数以上
 - (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
 - (5) 栄養士 入所定員の数が100以上の介護医療院にあっては、1以上
 - (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。）
 - (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
 - (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに法第107条第1項の許可を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院を用いる。）のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除して得た数以上
 - (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数
 - 4 前3項に定めるもののほか、介護医療院の人員に関する基準は、規則で定める。

第3章 施設及び設備に関する基準

（施設）

第5条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 入所者同士又は入所者及びその家族が談話を楽しむことができる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有するほか、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第1項に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の建物(入所者の療養生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。)とすること。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第45条において同じ。)とすることができる。
- (2) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この項及び第45条第4項において「療養室等」という。)が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備にあっては危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備にあっては医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同省令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル(中廊下にある場合は、2.7メートル)以上とすること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該介護医療院の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議して検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 介護医療院は、入所者の退所に際しては、当該入所者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該入所者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該入所者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から、利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額。次項において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を入所者から受けることができる。

4 介護医療院は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものに限る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等に

じ、その療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 7 介護医療院は、提供する介護医療院サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護医療院の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（次項、第5項及び第9項において「アセスメント」という。）を行わなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントを行うに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、並びに入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、入所者及びその家族並びに担当者と継続的に連絡を行うこと等による当該施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情のない限り、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。
- 11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準省令」という。）第18条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 介護医療院基準省令第18条第6号の別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じ

なければならない。

2 介護医療院の医師は、必要がある場合を除き、入所者のために他の医師若しくは歯科医師の往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療の状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 介護医療院は、入所者に対し、その負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第22条 介護医療院は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮して、入所者が可能な限り離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第24条 介護医療院は、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行うよう努めなければならない。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第25条 介護医療院は、入所者が、正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の業務)

第27条 介護医療院の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の当該介護医療院の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、当該介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

(3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(4) 第38条第2項の苦情の内容等並びに第40条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（ 型療養床に係る入所定員の数、 型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。 ）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、地震、風水害、当該介護医療院の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該介護医療院の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 介護医療院は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 介護医療院は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 4 介護医療院は、非常災害が発生した場合に従業者及び入所者が当該介護医療院において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理をしなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別表第1の2及び別表第1の3の規定を準用する。この場合において、同省令第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同省令第9条の9第1項中「法第15条の2の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同省令第9条の12中「法第15条の2の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同省令第9条の13中「法第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 介護医療院は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下この項及び次項において「連合会」という。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 介護医療院は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備及び保存)

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第5章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準

第1節 通則

(通則)

第43条 ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条及び第48条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、前章（第16条、第21条、第22条、第24条、第29条から第31条までを除く。）に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(基本方針)

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

第2節 施設及び設備に関する基準

第45条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) サービス・ステーション
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
- 2 前項に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット（療養室を除く。）
 - ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。
 - イ 共同生活室
 - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
 - ウ 洗面設備
 - (ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - エ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 浴室
 - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 3 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
- (1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
 - (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
 - (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備にあっては危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備にあっては医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同省令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。
 - (5) 階段には、手すりを設けること。
 - (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
 - ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。
 - イ 手すりを設けること。
 - ウ 常夜灯を設けること。
 - (7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物について、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、当該ユニット型介護医療院の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第3節 運営に関する基準

（介護医療院サービスの取扱方針）

第46条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
- 9 ユニット型介護医療院は、提供する介護医療院サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。
(看護及び医学的管理の下における介護)

第47条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。この場合において、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第48条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第49条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第50条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員(型療養床に係る入居定員の数、 型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。)
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第51条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第52条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(読替え)

第53条 ユニット型介護医療院についての第7条、第27条第2項及び第35条の規定の適用については、第7条中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と、同項中「この章の規定」とあるのは「この章及び次章第3節に規定するユニット型介護医療院の運営に関する基準」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」とする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(病院の療養病床等又は診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換をすることにより介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とすることとする。

5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。))で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換をすることにより介護老人保健施設を開設した場合であつて、平成36年3月31日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設するときにおける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅の基準は、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とすることとする。

とする。

○愛媛県条例第18号

愛媛県中核産業人材確保支援基金条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中核産業人材確保支援基金条例

(設置)

第1条 地域の中核となる産業を担う人材の確保の支援を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、中核産業人材確保支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
使用料				使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
省略	省略 窯業関係 窯業用機器	1時間又は1回	<u>1,620</u>	省略	省略 窯業関係 窯業用機器	1時間又は1回	<u>3,560</u>
省略				省略			
手数料 省略				手数料 省略			

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、愛媛県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第4項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第20条第1項第1号の保証に係る債務(以下「保証債務」という。)を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡(求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。)をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することにより取得した回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする旨の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が中小企業の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)第3条第1項の規定により行われた調停(同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除く。)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)第17条の決定(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第20条の規定により同法第17条第2項に規定する内容が定められているものに限る。)に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第25条第4項の規定による再生支援決定又は同法第32条の2第3項の規定による特定支援決定を行った事業者に係る事業の再生に関する計画
- (4) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (5) 産業競争力強化法第128条第1項の中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第127条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条第1号の出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第2号の規定により同機構が行う同法第127条第2項第1号の指導若しくは助言に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (7) 前各号に掲げる計画に準ずる計画であって、知事が適当と認めるもの

(報告)

第4条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇愛媛県条例第21号

愛媛県農村地域工業等導入促進条例及び愛媛県農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県農村地域工業等導入促進条例及び愛媛県農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 愛媛県農村地域工業等導入促進条例(昭和47年愛媛県条例第1号)
- (2) 愛媛県農村地域工業等導入促進審議会条例(昭和47年愛媛県条例第2号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例

愛媛県特別会計条例（昭和39年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（設置）		（設置）	
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。		第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。	
名称	目 的	名称	目 的
省略		省略	
農業改良資金特別会計	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づいて行う就農支援資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正	農業改良資金特別会計	<u>農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）に基づいて行う農業改良資金の貸付事業及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）に基づいて行う就農支援資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正</u>
省略		省略	

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和25年愛媛県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第3条 第1条の規定による手数料の額は、 <u>農業保険法</u> （昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。		第3条 第1条の規定による手数料の額は、 <u>農業災害補償法</u> （昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。	

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例

愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例（平成17年愛媛県条例第92号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>愛媛県スポーツ推進基金条例 (設置) 第1条 第72回国民体育大会及び 第17回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、スポーツの推進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、<u>スポーツ推進基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>愛媛県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例 (設置) 第1条 第72回国民体育大会の開催及び開催準備、同大会に向けた競技力向上対策並びに第17回全国障害者スポーツ大会の開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるため、<u>国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第25号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中村時広

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(愛媛県文化財保護条例の一部改正)

第1条 愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市が処理する事務) 第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。）は、市が処理することとする。ただし、第1号アからケまで及びサに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）並びに第2号に規定する現状変更等が市の区域内において行われる場合並びに第1号コに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。 (1) 次に掲げる現状変更等（アからクまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る第42条第1項の規定に基づく許可（同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。）並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務 ア 省略 イ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、<u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>におけるもの ウ～サ 省略 (2)～(4) 省略</p>	<p>(市が処理する事務) 第43条の7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。）は、市が処理することとする。ただし、第1号アからケまで及びサに掲げる現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）並びに第2号に規定する現状変更等が市の区域内において行われる場合並びに第1号コに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合に限る。 (1) 次に掲げる現状変更等（アからクまでに掲げるものにあつては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る第42条第1項の規定に基づく許可（同条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づく指示を含む。）並びに第42条第2項において準用する第20条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務 ア 省略 イ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は<u>第二種低層住居専用地域</u>におけるもの ウ～サ 省略 (2)～(4) 省略</p>

2 省略
 3 前2項の規定により市又は中核市が事務を処理する場合には、第20条第4項及び第42条第3項 _____ の規定は、適用しない。

2 省略
 3 前2項の規定により市又は中核市が事務を処理する場合には、第20条第4項（第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（愛媛県立都市公園条例の一部改正）

第2条 愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第2条の3 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><u>6 政令第6条第6項に定める場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>（運動施設の敷地面積の基準）</p> <p>第2条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</p>	<p>（公園施設の建築面積の基準）</p> <p>第2条の3 省略</p> <p>2～5 省略</p>

（愛媛県建築基準法施行条例の一部改正）

第3条 愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（敷地と道路の関係）</p> <p>第14条 百貨店等（百貨店及び物品販売業を営むための店舗（3階以上の階に売場（展示場その他多数の人の集まる居室を含む。）を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを<u>超える店舗に限る。</u>）をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定）</p> <p>第18条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(ロ)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 区 域</td> <td style="text-align: center;">法別表第4(ロ)欄の号</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地域、<u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	対 象 区 域	法別表第4(ロ)欄の号	第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	省略	省略		<p>（敷地と道路の関係）</p> <p>第14条 百貨店等（百貨店及び物品販売業を営むための店舗（3階以上の階に売場（展示場その他多数の人の集まる居室を含む。）を有し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを<u>こえる店舗 _____</u>をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定）</p> <p>第18条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(ロ)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">対 象 区 域</td> <td style="text-align: center;">法別表第4(ロ)欄の号</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地域<u>又は第二種低層住居専用地域 _____</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	対 象 区 域	法別表第4(ロ)欄の号	第一種低層住居専用地域 <u>又は第二種低層住居専用地域 _____</u>	省略	省略	
対 象 区 域	法別表第4(ロ)欄の号												
第一種低層住居専用地域、 <u>第二種低層住居専用地域又は田園住居地域</u>	省略												
省略													
対 象 区 域	法別表第4(ロ)欄の号												
第一種低層住居専用地域 <u>又は第二種低層住居専用地域 _____</u>	省略												
省略													

（愛媛県屋外広告物条例の一部改正）

第4条 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止)</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>田園住居地域及び伝統的建造物群保存地区</u></p> <p>(2)～(18) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(禁止)</p> <p>第5条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 _____ _____及び伝統的建造物群保存地区</p> <p>(2)～(18) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第1種地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域</u>をいう。ただし、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する一般国道及び県道(以下「国道等」という。)の各一側について幅100メートル以内の区域を除く。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第1種地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び<u>準住居地域</u> _____をいう。ただし、第一種住居地域、第二種住居地域及び<u>準住居地域</u> _____のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する<u>国道</u> _____及び県道(以下「国道等」という。)の各一側について幅100メートル以内の区域を除く。</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第6条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表(第2条 第4条、第7条関係)</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 土木関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～21 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、<u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u>(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23～102 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名称	金額	1～21 省略			22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	省略		23～102 省略			<p>別表(第2条 第4条、第7条関係)</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 土木関係事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～21 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書<u>又は第13項ただし書</u> _____(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23～102 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名称	金額	1～21 省略			22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> _____(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	省略		23～102 省略		
事 務	名称	金額																							
1～21 省略																									
22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	省略																								
23～102 省略																									
事 務	名称	金額																							
1～21 省略																									
22 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書 <u>又は第13項ただし書</u> _____(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	省略																								
23～102 省略																									

備考 省略

備考 省略

6 省略

6 省略

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 6 条 の 3 前条の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次 <u> </u>に掲げる額を<u>超えて</u>支給してはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前条第 2 号に規定する業務 <u>5,100円</u></p> <p>(4) 前条第 3 号に規定する業務 <u>5,100円</u></p> <p>(5) 前条第 4 号に規定する業務 <u>3,600円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第 6 条 の 3 前条の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次 <u>の各号</u>に掲げる額を<u>こえて</u>支給してはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前条第 2 号に規定する業務 <u>4,250円</u></p> <p>(4) 前条第 3 号に規定する業務 <u>4,250円</u></p> <p>(5) 前条第 4 号に規定する業務 <u>3,000円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県立学校施設耐震化促進基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立学校施設耐震化促進基金条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校施設耐震化促進基金条例（平成23年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県立学校教育環境整備基金条例</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 県立学校における教育環境の整備<u> </u>に要する経費の 財源に充てるため、<u>県立学校教育環境整備基金</u>（以下「基金」 という。）を設置する。</p>	<p>愛媛県立学校施設耐震化促進基金条例</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 県立学校の<u>施設</u>の耐震化の促進を図るために要する経費の 財源に充てるため、<u>県立学校施設耐震化促進基金</u>（以下「基金」 という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,837人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>3,849人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>8,187人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,197人</u>
計 <u>12,024人</u>	計 <u>12,046人</u>

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																												
別表第7（第18条関係）	別表第7（第18条関係）																																																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 60%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4の2</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 法第9条第1項の承認を受けようとする者</td> <td></td> <td><u>9,900円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 法第10条の2第1項の認定を受けようとする者</td> <td></td> <td><u>13,000円</u>（当該認定を受けようとする者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、<u>10,000円</u>）</td> </tr> <tr> <td>8～27</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1～4 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から<u>8,700円</u>を減じた額とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">6 省略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	区分	金 額	1～4の2	省略		5 法第9条第1項の承認を受けようとする者		<u>9,900円</u>	6	省略		7 法第10条の2第1項の認定を受けようとする者		<u>13,000円</u> （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、 <u>10,000円</u> ）	8～27	省略		備考			1～4 省略			5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から <u>8,700円</u> を減じた額とする。			6 省略			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 60%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4の2</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 法第9条第1項の承認を受けようとする者</td> <td></td> <td><u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 法第10条の2第1項の認定を受けようとする者</td> <td></td> <td><u>15,000円</u>（当該認定を受けようとする者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、<u>11,700円</u>）</td> </tr> <tr> <td>8～27</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1～4 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から<u>8,000円</u>を減じた額とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">6 省略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	区分	金 額	1～4の2	省略		5 法第9条第1項の承認を受けようとする者		<u>11,000円</u>	6	省略		7 法第10条の2第1項の認定を受けようとする者		<u>15,000円</u> （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、 <u>11,700円</u> ）	8～27	省略		備考			1～4 省略			5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から <u>8,000円</u> を減じた額とする。			6 省略		
手数料を納めなければならない者	区分	金 額																																																											
1～4の2	省略																																																												
5 法第9条第1項の承認を受けようとする者		<u>9,900円</u>																																																											
6	省略																																																												
7 法第10条の2第1項の認定を受けようとする者		<u>13,000円</u> （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、 <u>10,000円</u> ）																																																											
8～27	省略																																																												
備考																																																													
1～4 省略																																																													
5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から <u>8,700円</u> を減じた額とする。																																																													
6 省略																																																													
手数料を納めなければならない者	区分	金 額																																																											
1～4の2	省略																																																												
5 法第9条第1項の承認を受けようとする者		<u>11,000円</u>																																																											
6	省略																																																												
7 法第10条の2第1項の認定を受けようとする者		<u>15,000円</u> （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る手数料にあつては、 <u>11,700円</u> ）																																																											
8～27	省略																																																												
備考																																																													
1～4 省略																																																													
5 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業の許可に係る18の項の右欄に掲げる手数料の額は、それぞれ当該右欄に定める額から <u>8,000円</u> を減じた額とする。																																																													
6 省略																																																													

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～3の2 省略			1～3の2 省略		
4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書交付手数料	<u>2,100円</u>	4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書交付手数料	<u>2,400円</u>
5～7 省略			5～7 省略		
8 質屋営業法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	質屋営業許可手数料	<u>22,000円</u>	8 質屋営業法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	質屋営業許可手数料	<u>25,000円</u>
9～13 省略			9～13 省略		
14 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	<u>5,400円</u>	14 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	核燃料物質等運搬証明書書換え手数料	<u>4,600円</u>
15～18の2 省略			15～18の2 省略		
19 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可手数料	3,900円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、 <u>1,800円</u> ）	19 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可手数料	3,900円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、 <u>1,600円</u> ）
20 省略			20 省略		

<p>21 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付</p>	<p>銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料</p>	<p><u>1,900円</u></p>	<p>22～26の7 省略</p>		
<p>26の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付</p>	<p>駐車監視員資格者証再交付手数料</p>	<p><u>1,800円</u></p>	<p>27・28 省略</p>		
<p>29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施</p>	<p>運転免許試験手数料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u> イ 省略 ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,100円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,600円</u>） (2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,550円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,350円</u>） (3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 省略</p>	<p>22～26の7 省略</p>		
<p>26の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付</p>	<p>駐車監視員資格者証再交付手数料</p>	<p><u>2,000円</u></p>	<p>27・28 省略</p>		
<p>29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施</p>	<p>運転免許試験手数料</p>	<p>(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,600円</u> イ 省略 ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,400円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,050円</u>） (2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u> ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,200円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,100円</u>） (3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 省略</p>			

		<p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,600円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,050円</u>）</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,800円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>）</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,900円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,350円</u>）</p>			<p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,500円</u>）</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,550円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>）</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,850円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400円</u>）</p>
29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査	検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,900円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,400円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,750円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550円</u>）</p>	検査手数料	<p>(1) 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>4,050円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,700円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,850円</u>（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,750円</u>）</p>	
30 道路交通法第91条の運転することがで	審査手数料	<u>1,400円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,850円</u> ）	審査手数料	<u>1,450円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,000円</u> ）	

	きる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査						
31	道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	免許証 交付手数料	(1) 省略 (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,150円</u>	31	道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	免許証 交付手数料	(1) 省略 (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,100円</u>
32	道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証 再交付手数料	(1) 省略 (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,150円</u>	32	道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証 再交付手数料	(1) 省略 (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,100円</u>
32の2	道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事しようとする者に対する講習	認知機能検査 員講習 手数料	<u>1,400円</u> （自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあっては、 <u>800円</u> ）	32の2	道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事しようとする者に対する講習	認知機能検査 員講習 手数料	<u>講習30分につき350円</u>
32の3	道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査	認知機能検査 手数料	<u>750円</u>	32の3	道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査	認知機能検査 手数料	<u>650円</u>
33	道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	技能検定員資格者証 交付手数料	<u>1,150円</u>	33	道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	技能検定員資格者証 交付手数料	<u>1,100円</u>
34	道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査 手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,400円</u> (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,500円</u> (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,700円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対す	34	道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査 手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,100円</u> (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,650円</u> (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,500円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対す

		るもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>21,500円</u>			るもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） <u>21,700円</u>
35 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証交付手数料	<u>1,150円</u>	35 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証交付手数料	<u>1,100円</u>
36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>14,550円</u> (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>11,850円</u> (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,650円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>12,450円</u>	36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査（以下「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>14,600円</u> (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>11,800円</u> (3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,400円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>12,750円</u>
37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験 <u>1,900円</u> （道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,400円</u> ） (2) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,750円</u> （同項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,550円</u> ） (3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,650円</u> （同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,100円</u> ） (4) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,000円</u>	37 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 準中型自動車免許に係る再試験 <u>2,000円</u> （道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,650円</u> ） (2) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,950円</u> （同項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,850円</u> ） (3) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,750円</u> （同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,300円</u> ） (4) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,050円</u>
38 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項	免許証更新手数料	<u>2,500円</u> （道路交通法第101条の2第1項の規定による免許証の更新の申請に対する審査にあっては、 <u>2,550円</u> ）	38 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項	免許証更新手数料	<u>2,500円</u>

の規定に基づく免許証の更新の申請に対する審査			の規定に基づく免許証の更新の申請に対する審査		
38の2 省略			38の2 省略		
38の3 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料	1,100円	38の3 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料	1,000円
38の4 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料	1,100円	38の4 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料	1,000円
39 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	2,350円	39 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	2,400円
40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1)・(2) 省略 (3) 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき1,950円 (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき4,450円 イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につき3,500円 ウ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,800円 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき4,150円 イ 省略 (6) 同項第6号に掲げる講習 講習1時間につき1,500円 (7) 省略 (8) 同項第8号に掲げる講習 講習	40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1)・(2) 省略 (3) 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき2,100円 (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき4,100円 イ 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につき3,400円 ウ 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,450円 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき4,100円 イ 省略 (6) 同項第6号に掲げる講習 講習1時間につき1,400円 (7) 省略 (8) 同項第8号に掲げる講習 講習

1時間につき1,400円

(9) 同項第9号に掲げる講習 講習
1時間につき750円

(10) 同項第10号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア～エ 省略
オ 原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき2,450円

(11) 省略

(12) 同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 5,100円
イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）
5,100円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の基準に該当するものにあつては、7,950円）
ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）
5,800円
エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 2,250円
オ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて

1時間につき1,300円

(9) 同項第9号に掲げる講習 講習
1時間につき650円

(10) 同項第10号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア～エ 省略
オ 原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき2,400円

(11) 省略

(12) 同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 4,650円
イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）
4,650円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の基準に該当するものにあつては、7,550円）
ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）
5,650円
エ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 2,000円
オ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて

		て行うものに限る。) <u>2,250円</u> (当該認知機能検査の結果が同府令第39条の基準に該当するものにあつては、 <u>4,450円</u>) カ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) <u>2,350円</u> (13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 <u>12,500円</u> (同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習にあつては、 <u>9,050円</u>) (14) 同法 第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,000円</u>			て行うものに限る。) <u>2,000円</u> (当該認知機能検査の結果が同府令第39条の基準に該当するものにあつては、 <u>4,300円</u>) カ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。) <u>2,400円</u> (13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 <u>13,200円</u> (同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習にあつては、 <u>9,050円</u>) (14) 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき <u>1,900円</u>
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	(1) 省略 (2) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に及ぼす影響についての確認及びその結果に基づく指導を行う講習 <u>2,650円</u> (3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア (2)に規定する講習の結果に基づき、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと公安委員会が認める者に対する講習 <u>1,800円</u> イ アに規定する者以外の者に対する講習 <u>5,100円</u> (道路交通法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条の基準に該当するものにあつては、 <u>7,950円</u>)	41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	(1) 省略 (2) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に及ぼす影響についての確認及びその結果に基づく指導を行う講習 <u>2,750円</u> (3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア (2)に規定する講習の結果に基づき、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと公安委員会が認める者に対する講習 <u>1,400円</u> イ アに規定する者以外の者に対する講習 <u>4,650円</u> (道路交通法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第39条の基準に該当するものにあつては、 <u>7,550円</u>)
42~52 省略			42~52 省略		
53 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	<u>1,800円</u>	53 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料	<u>2,000円</u>
54~56 省略			54~56 省略		

57 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証書換えに基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	1,800円
58 省略		
59 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定に基づく自動車運轉代行業の認定の申請に対する審査	自動車運轉代行業認定手数料	12,000円
60 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運轉代行業認定証再交付手数料	1,700円
61・62 省略		
63 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,600円
64 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,100円

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けよ

57 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	2,000円
58 省略		
59 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定に基づく自動車運轉代行業の認定の申請に対する審査	自動車運轉代行業認定手数料	13,000円
60 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運轉代行業認定証再交付手数料	1,900円
61・62 省略		
63 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	1,500円
64 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	1,000円

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けよ

うとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検 定員 審査手 数料の額 から減ず る額
1 技能検定員 として必要な 自動車の運転 技能	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	(4) 省略	
2 省略		
3 道路交通法 第108条の28 第4項に規定 する教則の内 容となっている 事項	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
4 自動車教習 所に関する法 令についての 知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
5 技能検定の 実施に関する 知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運 転技能の評価 方法に関する 知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,800円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	(3)・(4) 省略	
7 省略		

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の

うとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検 定員 審査手 数料の額 から減ず る額
1 技能検定員 として必要な 自動車の運転 技能	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,600円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,300円
	(4) 省略	
2 省略		
3 道路交通法 第108条の28 第4項に規定 する教則の内 容となっている 事項	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
4 自動車教習 所に関する法 令についての 知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
5 技能検定の 実施に関する 知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運 転技能の評価 方法に関する 知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,750円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	(3)・(4) 省略	
7 省略		

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の

項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(4) 省略	
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(4) 省略	
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円

項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(4) 省略	
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(4) 省略	
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,100円

4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	(2)・(3) 省略	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	(2)・(3) 省略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
7 省略		

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。

4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(2)・(3) 省略	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(2)・(3) 省略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	(2) 省略	
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
7 省略		

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年 6月30日条例第24号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（ 常 任 委 員 会 ）</p> <p>第 1 条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行い、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1) <u>総務企画委員会</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>（ 常 任 委 員 会 の 所 管 ）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画委員会</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>ア <u>スポーツ・文化部の所掌に属する事項</u></p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p>	<p>（ 常 任 委 員 会 ）</p> <p>第 1 条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行ない、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1) <u>総務企画国体委員会</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>文教警察委員会</u></p> <p>（ 常 任 委 員 会 の 所 管 ）</p> <p>第 2 条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画国体委員会</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>えひめ国体推進局の所掌に属する事項</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>文教警察委員会</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>

附 則

- この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この条例施行の際、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員に選任されている者は、それぞれ当該右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

総務企画国体委員会	総務企画委員会
文教警察委員会	スポーツ文教警察委員会